有害物質(窒素酸化物を除く)の規制基準

有害物質の種類		排出基準値				
	有害物質発生施設	大気汚染防止法		環境の保全と創造に関する条例		
		一 般 排出基準	上 乗 せ 排出基準	排出口濃度	敷地境界 線上濃度	地上到達 地点濃度
1 カドミウム及 びその化合物	窯業製品のうちガラス又はガラス製品の製造の用に供する焼成炉及び溶融炉 (原料として硫化カドミウム又は炭酸カドミウムを使用するものに限る)	1.0mg∕m³N	_	カドミウムとして 1. 0mg/ ㎡ N	_	カドミウムとして 0.0006 mg/m ³
	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する 焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を 含む。)、溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含 む。)、転炉、溶解炉及び乾燥炉		0. 3mg∕ m³ N		(廃結炉) カドミウムとして 0.0018 mg/m ³	
	カドミウム系顔料又は炭酸カドミウム製造の用に供する乾燥施設		_			
	その他のもの	_	_	_	カドミウムとして 0.0018 mg/m³	
2 塩素	塩素化エチレンの製造の用に供する 塩素急速冷却施設 塩化第二鉄の製造の用に供する溶解 槽 活性炭の製造(塩化亜鉛を使用する ものに限る。)の用に供する反応炉 化学製品の製造の用に供する塩素反 応施設、塩化水素反応施設及び塩化 水素吸収施設(塩素ガス又は塩化水 素ガスを使用するものに限り、密閉 式を除く。)	30mg∕ m ³ N	10mg∕ m³ N	塩素として 30mg/ n ³ N	<u></u> 塩素として	塩素として 0.03mg/ m³
3 塩化水素	その他のもの 廃棄物焼却炉		_		0.1mg/m ³ 塩化素として 0.24mg/m ³	
	塩素化エチレンの製造の用に供する 塩素急速冷却施設 塩化第二鉄の製造の用に供する溶解 槽 活性炭の製造(塩化亜鉛を使用する ものに限る。)の用に供する反応炉 化学製品の製造の用に供する塩素反 応施設、塩化水素反応施設及び塩化 水素吸収施設(塩素ガス又は塩化水 素ガスを使用するものに限り、密閉 式を除く。)	(0 ₂ -1270换弹) 80mg/m ³ N	20mg∕ m³ N	塩化水素として 80mg/ m³ N	. 2 тнg/ III	塩(水素として 0.08mg/ m³
	その他のもの	_	_	_	塩化株素として 0.24mg/m³	

有害物質の種類	有害物質発生施設	排出基準値				
		大気汚染防止法		環境の保全と創造に関する条例		
		一 般 排出基準	上 乗 せ 排出基準	排出口濃度	敷地境界 線上濃度	地上到達 地点濃度
4 弗素、弗化水 素及び弗化珪 素	窯業製品のうちガラス又はガラス製品の製造の用に供する焼成炉及び溶融炉(原料としてほたる石又は珪弗化ナトリウムを使用するものに限る)	10mg∕m³N	_	ふっ素として 10mg/ ㎡ N	_	ふつ素として 0.003 mg/ n³
	窯業製品のうちかわらの製造の用に 供する焼成炉	_	_	ふっ素として 0.42mg/m³N		
	弗酸の製造の用に供する凝縮施設、 吸収施設及び蒸溜施設(密閉式のも のを除く)		_	ふか素として 10mg/ m³ N		
	トリポリ燐酸ナトリウムの製造の用 に供する反応施設、乾燥炉及び焼成 炉 (原料として燐鉱石を使用する者 に限る)	10mg∕m³N	-			
	アルミニウムの精錬の用に供する電 解炉	1. Omg/m ³ N 有害物質が電解炉 から直接吸引され るダクトを通じて 排出口から排出さ れる場合は、 3. Omg/m ³ N	_	ふっ素として 1.0mg/m ³ N 有害物質が電解デから直接吸引されがクトを通じて排出口から排出される場合は、 3.0mg/m ³ N	_	
	燐、燐酸、燐酸質肥料又は複合肥料の製造の用に供する反応施設(燐酸石灰又は重過燐酸石灰の製造の用に供するものを除く)、濃縮施設又は溶解炉(燐酸質肥料の製造の用に供するものを除く)(原料として燐鉱石を使用するものに限る)	10mg∕m³N	_	_	ふっ素として 0.01mg/m³	ふつ素として 0.003 mg/ n³
	燐酸石灰又は重過燐酸石灰の製造の 用に供する反応施設	- 15mg∕m³N	2.5mg/m ³ N	ふ素として 15mg∕ ㎡ N	_	
	燐酸質肥料の製造の用に供する溶解 炉のうち電気炉		_			
	燐、燐酸、燐酸質肥料又は複合肥料の製造の用に供する焼成炉(原料として燐鉱石を使用するものに限る) 燐酸質肥料の製造の用に供する焼成炉及び溶解炉のうち平炉	20mg∕m³N	-	ふの素として 20mg/ ㎡ N		
	その他のもの	_			ふっ素として 0.01mg/m³	

	有害物質発生施設	排出基準値				
有害物質の種類		大気汚染防止法		環境の保全と創造に関する条例		
		一 般 排出基準	上 乗 せ 排出基準	排出口濃度	敷地境界 線上濃度	地上到達 地点濃度
5 鉛及びその化 合物	窯業製品のうちガラス又はガラス製品の製造の用に供する焼成炉及び溶融炉もの(原料として酸化鉛を使用するものに限る)	20mg∕m³N	_	鉛として 20mg/ n³ N		
	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する 焙焼炉、転炉、溶解炉及び乾燥炉(鉛 を原材料として使用するものに限 る。)		5.0mg∕ m³ N			鉛として
	鉛の第二次精錬(鉛合金の製造を含む。)又は鉛の管、板若しくは線の製造の用に供する溶解炉	10mg∕ m³ N —		鉛として 10mg/m³N	_	0.02mg/m³
	鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉 鉛径顔料の製造の用に供する溶解 炉、反応炉及び乾燥施設					
	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する 焼結炉及び溶鉱炉	30mg∕m³N	5.0mg∕m³N	鉛として 30mg/m³N		
	その他のもの	_	_	_	鉛として 0.05mg/m³	鉛として 0.02mg/m³
6 クロム化合物	すべてのもの	_	_	_	クロムとして 0.005mg/m³	クロムとして 0.002mg/m³
7 シアン化合物	すべてのもの	_	_	_	シアンとして 0.2mg/m³	シアンとして 0.07mg/m³
8 硫酸	すべてのもの	_	_	_	0.05mg/m³	0.02mg/m³
9 ベリリウム化 合物	すべてのもの	_	_	_	ベリリウムとして 0.0006mg/m³	ベリリウムとして 0.0002mg/m³
10 銅化合物	すべてのもの	_	_	_	銅として 0.03mg/m ³	銅として 0.01mg/m³
11 ニッケル化合 物	すべてのもの	_	_	_	ニッケルして 0.3mg/m³	ニッケルとして 0.1mg/m³
12 バナジウム化 合物	すべてのもの				バナジウムとして 0.03mg/m³	バナジウムとして 0.01mg/m³
13 亜鉛化合物	すべてのもの	_	_	_	亜鉛として 0.1mg/m³	亜鉛として 0.03mg/m³
14 セレン化合物	すべてのもの	_	_	_	セレンとして 0.02mg/m³	セレンとして 0.007mg/m³
15 アンモニア	すべてのもの		_	_	1.0ppm	0.3ppm
16 ベンゼン	すべてのもの		_	_	0.5ppm	0.2ppm
17 メチルエチル ケトン	すべてのもの	_	_	_	4.0ppm	1.5ppm

		排出基準値					
	有害物質の種類	大気汚染防止法		環境の保全と創造に関する条例			
	有害物質発生施設		上 乗 せ 排出基準	排出口濃度	敷地境界 線上濃度	地上到達 地点濃度	
18 二硫化炭素	すべてのもの	_	_	_	0.5ppm	0.2ppm	
19 一酸化炭素	すべてのもの	_	_	_	10.0ppm	3.0ppm	
20 ホルムアルデ	すべてのもの	_	_	_	0.1ppm	0.03ppm	
21 硫化水素	すべてのもの	_	_	_	0.1ppm	0.03ppm	
22 二酸化窒素	すべてのもの	_	_	_	0.2ppm	0.07ppm	
23 二酸化硫黄	すべてのもの	_	_	_	0.3ppm	0.1ppm	
24 トルエン	すべてのもの	_	_	_	2.0ppm	0.7ppm	
25 アクロレイン	すべてのもの	_	_	_	0.03ppm	0.01ppm	
26 フェノール	すべてのもの	_	_	_	0.2ppm	0.07ppm	
27 ホスゲン	すべてのもの	_	_	_	0.005ppm	0.002ppm	
28 トリクロロエ チレン	すべてのもの	_	_	_	2. Oppm	0.7ppm	
29 キシレン	すべてのもの	_	_	_	2.0ppm	0.7ppm	
30 ヘキサン	すべてのもの	_	_	_	150ppm	50ppm	

備考 1. 規制基準の敷地境界線上濃度及び地上到達点濃度の数値は、30分間値とする。

^{2.} 有害物質の量が著しく変動する施設にあっては、1工程の平均の量によること。